

標準報酬の月額の随時改定について

組合員の標準報酬の月額は、原則として毎年9月に行われる定時決定により決定し、次の定時決定までの間変更しません。しかし、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動した場合、実際に受ける報酬と決定されている標準報酬の月額の間隔が生じ、実態にそぐわなくなることがあります。このような隔たりを解消するために標準報酬の月額を改定することを「随時改定」といいます。

●随時改定の要件

報酬月額に著しい変動があり、次の①②③すべてに該当する場合、3か月の算定期間の翌月から標準報酬の月額を改定します。

①基本給や扶養手当などの**固定的給与に変動**があるとき。(休職による減額は除きます。)

②①の変動があった月から3か月の報酬の平均額を報酬月額として算定した標準報酬の等級と、現在の標準報酬の等級に2等級以上の差があるとき。

③①の固定的給与の変動する方向と、②の2等級以上の差の方向が同じであるとき。(下図参照)

※子どもが生まれて扶養手当(固定的給与)が増額したが、残業(非固定的給与)が減ったため報酬全体では減額となった場合、随時改定は行いません。

◆給与の変動する方向と随時改定

報酬	固定的給与	↑増	↑増	↓減	↓減	↑増	↓減
	非固定的給与	↑増	↓減	↓減	↑増	↓減	↑増
3か月の報酬の平均額		↑増	↑増	↓減	↓減	↓減	↑増
随時改定の有無		↑有	↑有	↓有	↓有	無	無